

| | | | |
|-------|-----|---------|------------|
| 担当局・区 | 福祉局 | 審議会等の名称 | 大阪市社会福祉審議会 |
|-------|-----|---------|------------|

| | |
|-------------------|---|
| 現在員 | 29 人 |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 大阪市社会福祉審議会条例の規定（35名以内）により、上記の人数を可としています。 |
| 女性数・女性比率 | 9 人 ・ 31% |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 学識経験者の選任にあたっては、女性の登用率向上を目標としているものの、各分野の専門家として本審議会に必要不可欠な人材を確保する観点から、これまでの実績を踏まえて委嘱を行っているところです。また、団体推薦委員については、女性の登用について説明を行ったうえで、各団体に女性委員の推薦を依頼していますが、結果的に適任者の推薦を受けることができませんでした。 |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 3 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 本市指針を踏まえて推薦団体と協議を行っていますが、本市の社会福祉全般を審議する本審議会の性格を鑑み専門性・適任性等を考慮のうえ推薦されており、余人に代えがたい人材として委員に選任しています。 |
| 在任4年超 | 11 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 在任期間が長期となる委員については、改選時に他の委員への交代について調整を行いました。本市福祉行政のあり方の検討や計画策定、進捗管理等の各種審議に中心的に携わっていただいている委員が多く、審議の継続性や専門性の確保の観点から、審議会に必要不可欠な人材と判断し、引続き委員として選任しています。審議内容の継続性に留意しつつ、在任期間の長い委員から優先的に新たな委員への入れ替えが進むよう、最大限努めます。 |
| 再任2回以上 | 12 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 在任期間が長期となる委員については、改選時に他の委員への交代について調整を行いました。本市福祉行政のあり方の検討や計画策定、進捗管理等の各種審議に中心的に携わっていただいている委員が多く、審議の継続性や専門性の確保の観点から、審議会に必要不可欠な人材と判断し、引続き委員として選任しています。 |
| 70歳超 | 4 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 本市指針を踏まえて推薦団体とも協議を行っていますが、本市の社会福祉全般を審議する本審議会の性格を鑑み専門性・適任性等を考慮のうえ推薦されており、余人に代えがたい人材として委員に選任しています。急激な委員の入れ替えは審議会機能の低下を招く恐れがあるため、緩やかに若い世代への移行が進むよう、計画的に取り組む必要があると考えています。 |
| 本市職員 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |

今後の見直し方針

- ・委員数については随時見直しを行い、元来50名であったところから段階的に削減してきました。
- ・女性比率については基準に達していないため、今後も継続した取り組みを進めます。
- ・長期在任、70歳超、複数兼務の団体推薦委員については、各団体に対し継続的に本市指針の趣旨を説明し理解を求めるよう努めます。また、各団体の役員改選等における委嘱替の時期を捉え、最大限の働きかけを行っていきます。
- ・学識経験者については、10年を超える長期在任委員も少なくありませんが、幅広い知見からの経験や知識、また審議内容の継続性確保の観点から不可欠な存在であり、審議会において大きな役割を担っていただいています。こうした役割分担やこれまでの経緯・成果を継承する必要性から、急激な委員の入れ替えにより審議会機能の低下を招かぬよう配慮しながら、順次若い世代の登用を進めるなど、計画的に委員構成の見直しを行っていきます。

| 担当局・区 | 福祉局 | 審議会等の名称 | 大阪市障がい支援区分認定審査会 |
|-------------------|--|---------|-----------------|
| 現在員 | 211 人 | | |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 大阪市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例第2条の2により審査会の委員の定数は245人以内と定められており、審査を適切かつ早急に行う為に現在員数が必要であるため。 | | |
| 女性数・女性比率 | 76 人 ・ 36% | | |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 審査会委員は、各団体からの推薦を受けた委員に対して委嘱を行っている。各団体には女性登用について依頼しているが、多方面の学術経験者を専門家の方を選任する必要があり、その中で特に女性の人材確保は極めて困難であるため。 | | |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 1 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 審査会委員は、各団体からの推薦を受けた委員に対して委嘱を行っている。審査会業務の円滑な推進に大きな影響を与えないためにも、兼職数の多い方を選任せざるを得ないため。 | | |
| 在任4年超 | 141 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 審査会委員は、各団体からの推薦を受けた委員に対して委嘱を行っている。審査会業務の円滑な推進に大きな影響を与えないためにも、兼職数の多い方を選任せざるを得ないため。 | | |
| 再任2回以上 | 163 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 審査会委員は、各団体からの推薦を受けた委員に対して委嘱を行っている。再任ではなく新任として、相当数に上る保健・福祉の有資格者を委員として各職能団体に推薦いただくことは極めて困難であり、審査会業務の円滑な推進に大きな影響を与えないためにも、委員には引き続き4年を超えて、あるいは兼職数の多い方を選任せざるを得ないため。なお、法的には再任は妨げられていません。 | | |
| 70歳超 | 15 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 審査会委員は、各団体からの推薦を受けた委員に対して委嘱を行っている。再任ではなく新任として、相当数に上る保健・福祉の有資格者を委員として各職能団体に推薦いただくことは極めて困難であり、各団体に対し指針を周知し、その遵守をお願いしているが、本審査会の特性もあり、各団体から推薦された人材について、指針の基準（委嘱期間、兼職数、年齢）に抵触していても、選任せざるを得ないため。 | | |
| 本市職員 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 今後の見直し方針 | 設置当初からの委員が次第に長期化していくことに鑑み、次期改選時（令和5年4月）には、医師会をはじめとする各職能団体に対して「審議会等の設置及び運営に関する指針」の趣旨に留意した人物を推薦していただくよう一層強く要請し、指針の基準を満たした選任となるよう努めます。 | | |

| 担当局・区 | 福祉局 | 審議会等の名称 | 大阪市国民健康保険運営協議会 |
|-------------------|---|---------|----------------|
| 現在員 | 29 人 | | |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 大阪市国民健康保険条例第2条により、国民健康保険運営協議会の委員の定数が定められています。 | | |
| 女性数・女性比率 | 12 人 ・ 41% | | |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 3 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 関係機関からの推薦依頼に際しては、本市指針等について十分に説明し、理解を求めているところではありますが、各団体からの推薦者については、各団体の代表として一定の役職のある方に委員になっていただき、また、各団体において当協議会に参画する委員としての適任性等を考慮のうえ推薦されているため、指針の基準を満たすことが難しい状況となっています。 | | |
| 在任4年超 | 8 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 関係機関からの推薦依頼に際しては、本市指針等について十分に説明し、理解を求めているところではありますが、各団体からの推薦者については、各団体の代表として一定の役職のある方に委員になっていただき、また、各団体において当協議会に参画する委員としての適任性等を考慮のうえ推薦されております。 また、本市選出委員については、公益を代表する委員の中でも、本市国民健康保険の変遷や現状、課題等を認識いただいたうえで当協議会の調整等を行っていただく必要があることから、当協議会における一定の経験を有していただくことが必須であると考えているため、指針の基準を満たすことが難しい状況となっています。 | | |
| 再任2回以上 | 12 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 関係機関からの推薦依頼に際しては、本市指針等について十分に説明し、理解を求めているところではありますが、各団体からの推薦者については、各団体の代表として一定の役職のある方に委員になっていただき、また、各団体において当協議会に参画する委員としての適任性等を考慮のうえ推薦されております。 また、本市選出委員については、公益を代表する委員の中でも、本市国民健康保険の変遷や現状、課題等を認識いただいたうえで当協議会の調整等を行っていただく必要があることから、当協議会における一定の経験を有していただくことが必須であると考えているため、指針の基準を満たすことが難しい状況となっています。 | | |
| 70歳超 | 2 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 関係機関からの推薦依頼に際しては、本市指針等について十分に説明し、理解を求めているところではありますが、各団体からの推薦者については、各団体の代表として一定の役職のある方に委員になっていただき、また、各団体において当協議会に参画する委員としての適任性等を考慮のうえ推薦されております。 また、本市選出委員については、公益を代表する委員の中でも、本市国民健康保険の変遷や現状、課題等を認識いただいたうえで当協議会の調整等を行っていただく必要があることから、当協議会における一定の経験を有していただくことが必須であると考えているため、指針の基準を満たすことが難しい状況となっています。 | | |

| | |
|---------------|---|
| 本市職員 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 今後の見直し方針 | <p>各団体からの推薦者については、各団体の代表として一定の役職のある方に委員になっていただいております。また、各団体において当協議会に参画する委員としての適任性等を考慮のうえ推薦されているところでありますが、本市指針等の説明を十分に行い、指針に沿った委員が推薦されるよう努めます。</p> <p>本市選出委員については、公益を代表する委員の中でも、本市国民健康保険の変遷や現状、課題等を認識いただいたうえで当協議会の調整等を行っていただく必要があることから、当協議会における一定の経験を有していただくことが必須であると考えていますが、長期委員については計画的に委員の交代を進めるなど、指針に沿った委員の選出となるよう努めます。また、被保険者代表委員についても、指針に沿った推薦となるよう、各区とも連携しながら委員の調整を行います。</p> <p>以上のとおり、次期改選には、大阪市国民健康保険の運営のあり方を踏まえながら、指針の基準に沿った委員選出となるよう努めてまいります。</p> |

| | | | |
|-------|-----|---------|-------------------------------|
| 担当局・区 | 福祉局 | 審議会等の名称 | 大阪市国民健康保険 糖尿病性腎症重症化予防事業評価検討会議 |
|-------|-----|---------|-------------------------------|

| | |
|-------------------|---|
| 現在員 | 3 人 |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 女性数・女性比率 | 0 人 ・ 0% |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 本事業の評価検討において、事業の対象者の検査数値の変化から見える課題や対象者への生活習慣改善指導内容の検討、より効果的な事業展開への助言を行うなど、糖尿病性腎症に対する専門的な知識と、糖尿病の実証例にも精通する見識を相当程度有した者である必要があるとの認識から、これらの任務を遂行できる委員は、大阪府医師会より推薦があった委員候補の他にはいないため。 |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 1 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 本事業の評価検討において、事業の対象者の検査数値の変化から見える課題や対象者への生活習慣改善指導内容の検討、より効果的な事業展開への助言を行うなど、糖尿病性腎症に対する専門的な知識と、糖尿病の実証例にも精通する見識を相当程度有した者である必要があるとの認識から、これらの任務を遂行できる委員は、大阪府医師会より推薦があった委員候補の他にはいないため。 |
| 在任4年超 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 再任2回以上 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 70歳超 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 本市職員 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 今後の見直し方針 | 大阪府医師会に委員の推薦を依頼する場合において、審議会等の設置及び運営に関する指針の趣旨を説明した上で、審議会等の設置及び運営に関する指針第5に定める基準に該当する委員候補を推薦いただくよう、引き続き理解を求めています。 |

| | | | |
|-------|-----|---------|------------|
| 担当局・区 | 福祉局 | 審議会等の名称 | 大阪市医療扶助審議会 |
|-------|-----|---------|------------|

| | |
|-------------------|---|
| 現在員 | 12 人 |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 女性数・女性比率 | 2 人 ・ 17% |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 審議会の委員は、医療行政及び生活保護制度に対する深い学識経験、実務経験をもつ医師である必要があるが、全国的にも女性医師の割合は2割程度と低く、審議会の委員を引き受けてくれる適任者が少ないため。 |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 1 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 審議会の委員は、医療行政及び生活保護制度に対する深い学識経験、実務経験をもつ医師である必要があるが、審議会の委員を引き受けてくれる適任者が少ないため。 |
| 在任4年超 | 5 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 審議会の委員は、医療行政及び生活保護制度に対する深い学識経験、実務経験をもつ医師である必要があるが、審議会の委員を引き受けてくれる適任者が少ないため。 |
| 再任2回以上 | 7 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 審議会の委員は、医療行政及び生活保護制度に対する深い学識経験、実務経験をもつ医師である必要があるが、審議会の委員を引き受けてくれる適任者が少ないため。 |
| 70歳超 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 本市職員 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 今後の見直し方針 | 令和4年12月が委員の改選期であるため、在任4年超及び再任2回以上の委員については、現委員に後任の委員を紹介してもらえよう努める他、医師会等関係団体や大学等学術機関、行政機関等を通じて、指針の基準に抵触せず医療行政及び生活保護制度に対する深い学識、並びに実務経験等を持つ医師の推薦を求めます。また、女性登用の目標値を達成できるよう、できる限り女性を選任するよう努めてまいります。 |

| | | | |
|-------|-----|---------|------------|
| 担当局・区 | 福祉局 | 審議会等の名称 | 大阪市介護認定審査会 |
|-------|-----|---------|------------|

| | |
|-------------------|---|
| 現在員 | 1176 人 |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 年間約17万件の審査を行うにあたり、申請から結果通知までの日数は法令で定められており、安定的な審査会運営が必要となります。 |
| 女性数・女性比率 | 415 人 ・ 35% |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 介護認定審査会は団体等（医師会、歯科医師会、薬剤師）による推薦と、性別にかかわらず、医療・保健・福祉の専門的な知識を有する者の中から選出する必要があります。 |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 2 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 質の高い審査判定を行うために、医療・保健・福祉の専門知識を有すること及び個々の審査判定を行った経験があり、かつ長期的に安定した審査会運営を行う必要があります。 |
| 在任4年超 | 851 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 質の高い審査判定を行うために、医療・保健・福祉の専門知識を有すること及び個々の審査判定を行った経験があり、かつ長期的に安定した審査会運営を行う必要があります。 |
| 再任2回以上 | 1011 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 質の高い審査判定を行うために、医療・保健・福祉の専門知識を有すること及び個々の審査判定を行った経験があり、かつ長期的に安定した審査会運営を行う必要があります。 |
| 70歳超 | 89 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 質の高い審査判定を行うために、医療・保健・福祉の専門知識を有すること及び個々の審査判定を行った経験があり、かつ長期的に安定した審査会運営を行う必要があります。 |
| 本市職員 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |

今後の見直し方針

介護認定審査会は、市長の附属機関ではあるものの、施策・事業の指針等に関して条例設置したものではなく、介護保険事業に必須の介護度の認定審査のみを行うための審査会で、介護保険法において設置を義務付けられたものです。

介護認定申請は年間16万件を超えており、217合議体、委員1176名で、約5,000回以上開催し審査判定を行う予定です。介護認定については、申請から結果通知までの日数が法令で定められており、安定的な審査会の開催・運営は保険者に課せられた大きな責務であります。そのためには委員の確保が非常に重要であります。事前に審査資料の内容確認を行う必要があるなど、委員の負担が大きいこともあり、常に人材の確保が難しく、同一委員が長期化している原因となっています。

委員については、医療・保健・福祉に関する学識・経験を要し、かつ公正公平な立場での審査判定を行う必要があるため、多くの委員を大阪府医師会等各職能団体に推薦を依頼しています。依頼する際には、指針の説明を行い、特に女性登用、長期委員についての協力を求めてきたところであります。しかしながら、本審査会における特性（各委員の事務負担が大きいこと、多くの人材確保が必要）もあって、必ずしも各団体から推薦いただく方が指針の基準を満たしているわけではなく、推薦いただいた人材について、指針の基準に抵触していても、そのすべての推薦を拒み、再推薦をお願いすることは極めて難しい面もあることからやむを得ない状況にあります。本審査会の特性に起因する団体推薦の実情も踏まえ、本市指針の基準を満たせてはおりませんが、的確に業務を執行していただける方を本審査会の委員に選任しているところです。

令和3年度の改選においては、指針の基準を満たすことができるように、指針の趣旨の周知について、福祉担当課長会、介護保険担当係長会議、委嘱事務窓口である各区担当者との意見交換の場等の機会をとらえて、協力を依頼しました。また関係各団体に審査会委員の推薦の依頼をする際は改めて指針を説明し、引き続きより一層の周知に努めてまいります。

| 担当局・区 | 福祉局 | 審議会等の名称 | 大阪市福祉有償運送運営協議会 |
|-------------------|---|---------|----------------|
| 現在員 | 12 人 | | |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 女性数・女性比率 | 4 人 ・ 33% | | |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 現在員12名のうち8名は団体からの推薦委員であり、各団体に対し事前に指針の趣旨を説明し、女性委員の推薦を依頼したが、女性委員の推薦を受けることができなかったため。 | | |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 1 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 本審査会の性格を鑑み、専門性・適格等を考慮のうえ選出しており、余人に替えがたい人材として委員に選任しているため。 | | |
| 在任4年超 | 8 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 6名については団体等推薦であり、残る2名の本市選任の委員については、本審査会の性格を鑑み、専門性・適格等を考慮のうえ選出しており、余人に替えがたい人材として委員に選任しているため。 | | |
| 再任2回以上 | 10 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 7名については団体等推薦であり、残る3名の本市選任の委員については、本審査会の性格を鑑み、専門性・適格等を考慮のうえ選出しており、余人に替えがたい人材として委員に選任しているため。 | | |
| 70歳超 | 3 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 団体等推薦の委員であり、本市に選任の裁量がないため。 | | |
| 本市職員 | 2 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 道路運送法施行規則第51条の8により、運営協議会を主宰する市町村が構成員となると定められているため。 | | |
| 今後の見直し方針 | 令和5年12月に迎える一斉改選に向けて、委員の調整をおこなっている大阪府や、これまで委員の推薦をいただいていた団体に対し、改めて指針の趣旨を申し入れ、女性委員や在任期間、再任回数、年齢等考慮したうえで調整及び推薦していただけるよう働きかけを行っています。 また、実際に福祉有償運送事業を行っている事業者から委員を募集しているが、複数の応募があった場合は女性を優先することとしています。 | | |

| 担当局・区 | 福祉局 | 審議会等の名称 | 大阪市民生委員推薦会 |
|-------------------|---|---------|------------|
| 現在員 | 14 人 | | |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 女性数・女性比率 | 5 人 ・ 36% | | |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 女性の委員を確保すべく推薦依頼を行ったが、結果的に適任者の推薦を受けることができなかったため。 | | |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 在任4年超 | 6 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 6名のうち3名は団体等推薦であり、残る3名については、本推薦会の性格を鑑み、専門性・適格等を考慮のうえ選出しており、これまでの本市民生委員を取り巻く議論の経過について熟知されており、余人に替えがたい人材として委員に選任しているため。 | | |
| 再任2回以上 | 6 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 6名のうち3名は団体等推薦であり、残る3名については、本推薦会の性格を鑑み、専門性・適格等を考慮のうえ選出しており、余人に替えがたい人材として委員に選任しているため。 | | |
| 70歳超 | 6 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 6名のうち5名は団体等推薦であり、残る1名については、本推薦会の性格を鑑み、専門性・適格等を考慮のうえ選出しており、余人に替えがたい人材として委員に選任しているため。 | | |
| 本市職員 | 2 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 改正前の民生委員法「当該市町村の区域の実情に通ずる者であつて、関係行政機関の職員から、2人以内を市町村長が委嘱する。」の規定に基づき、「大阪市民生委員・児童委員及び主任児童委員推薦要綱」において、委員選出分野として本市職員を規定しているため。 | | |
| 今後の見直し方針 | 今後の人選にあたっては、長期委員、高齢委員が多くなっていることを踏まえ、推薦団体に対して、指針に沿った委員選任について、一層の協力を求めています。 | | |

| | | | |
|-------|-----|---------|-------------------|
| 担当局・区 | 福祉局 | 審議会等の名称 | 大阪市地域密着型サービス運営委員会 |
|-------|-----|---------|-------------------|

| | |
|-------------------|---|
| 現在員 | 6 人 |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 女性数・女性比率 | 2 人 ・ 33% |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 関連団体から委員の推薦をいただくため、関連団体へ事前に指針の趣旨を説明し、女性登用率を満たせるよう女性委員の推薦を依頼しているものの、関連団体の構成員自体に女性が少ないこともあり、結果として女性比率が低くなっている。 |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 1 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | <p>次のとおり、当該委員を大阪市老人福祉連盟から推薦を受けて委嘱を行ったところですが、平成24年2月初回の委嘱以降、介護保険の知識・経験から委員会においては事業者の立場で、事業所を指定等する際、事業所が適正な運営を行ううえで行政として注意すべきこと等の的確なアドバイスなど参考になる貴重な意見を承っており、同委員会の中では委員長をサポートし、適正な委員会の運営に尽力いただいているところです。</p> <p>こうしたことから本市としては、事業者を指定等する際に適正な運営を確保するための意見を聴取するという委員会の本来目的を達成し、介護保険制度を適正に運営するためには、当該委員は欠くことのできない人材として豊富な知識・経験からの意見を承ることが必要であると考えています。</p> <p>大阪市老人福祉施設連盟に推薦依頼する理由 大阪市老人福祉施設連盟（以下：施設連盟）は、施設従事者の資質向上のための研修の開催や地域密着型サービス事業であるグループホームや小規模多機能の委員会の設置・運営のほか、デイサービス連絡協議会等の様々な分科会・委員会を設置し、研修や情報交換などに取り組んでおり、同団体には介護保険事業者だけでなく区社会福祉協議会や地域包括支援センター等も加盟しています。</p> <p>また、同団体は、介護保険制度発足以前より本市高齢者施策の推進に永らく寄与している協力団体であり、政策的な助言や本市委託事業を受託している団体でもあります。</p> <p>このように、保健・医療・福祉関係者の専門的立場を代表するにふさわしい公益性のある団体であることから同団体へ大阪市地域密着型サービス運営委員会委員の推薦依頼を行ったものであります。</p> <p>当該委員の本市運営委員会への就任の必要性 上記の理由で同団体に推薦を依頼したところ次のような理由で当該委員の推薦がありました。</p> <p>介護保険法に位置付けられている地域密着型サービス運営委員会の委員は、地域密着型サービス事業所の指定等を行う際に、大阪市長に対し、適正な運営を図るための意見を述べる重要な役割を担うことから、当該委員は介護保険制度創設当初より介護保険事業に携わり、地域密着型サービス事業だけでなく介護保険制度全般に精通している適材であること。</p> <p>また、当該委員は、介護保険従業者として現場での経験もあり、現在は特別養護老人ホーム、認知症対応型通所介護、地域包括支援センター等の多岐にわたる事業所運営にも携わり、長年の経験と実績から施設連盟の業務執行理事として連盟のなかでも信望が厚く、中心的存在の当該委員が適任であること</p> |

| | |
|---------------|---|
| 在任4年超 | 2 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | <p>2名のうち1名については「兼務3以上（他の審議会等の兼務数）」に記載のとおり、委員会の性格上他に代えがたい人物であるため。残りの1名については、学識経験者であり、大阪市の高齢者を取り巻く状況などにも知見を有する方であることや、現在も本委員会の委員長としてご尽力いただいていることから、委員会の継続性の確保と、大阪市の実情に即した審議を頂くために特に必要な人物であるため。</p> <p>なお、現時点で委嘱期間が4年を超えている各委員については、次の一斉改選時には指針に抵触することとなるため、各推薦団体に対し指針の趣旨を説明するとともに、指針に抵触することがないような委員の推薦を働きかけていきます。</p> |
| 再任2回以上 | 5 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | <p>4名のうち1名については「兼務3以上（他の審議会等の兼務数）」に記載のとおり、委員会の性格上他に代えがたい人物であるため。ほか4名についても、現在も本委員会の委員長としてご尽力いただいている学識経験者、本市全体の介護医療の実情を踏まえた意見をいただける大阪市医師会連合会会長、地域介護における豊富な実務経験を持つ保健・医療・福祉関係者、介護制度に精通した被保険者であり、大阪市の高齢者を取り巻く状況などにも知見を有する方であることや、委員会の継続性の確保と、大阪市の実情に即した審議を頂くために特に必要な人物であるため。</p> |
| 70歳超 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 本市職員 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 今後の見直し方針 | <p>国は地域密着型サービス運営委員会の委員として、「被保険者の代表」・「介護保険事業者の代表」・「学識経験者」・「地域における保健・医療・福祉関係者」を位置づけているところですが、このような立場にあり、かつ、高い見識を以て公正に審議をしていただくためには、公益性の高い関係各団体から推薦を受けて委嘱することが不可欠であると判断しております。</p> <p>次期、一斉改選時には関係各団体に指針の趣旨を説明し、指針に抵触しない委員を推薦して頂けるように働きかける予定です。</p> |

| 担当局・区 | 福祉局 | 審議会等の名称 | 大阪市地域包括支援センター運営協議会 |
|-------------------|--|---------|--------------------|
| 現在員 | 18 人 | | |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 女性数・女性比率 | 8 人 ・ 44% | | |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 4 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 本市における地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、これまでの審議内容経過を踏まえ検討して行く観点から、地域包括ケア及び地域包括支援センターについて、深くご理解いただいている方を推薦していただく必要があったため。 | | |
| 在任4年超 | 7 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 本市における地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、これまでの審議内容経過を踏まえ検討して行く観点から、地域包括ケア及び地域包括支援センターについて、深くご理解いただいている方を推薦していただく必要があったため。 | | |
| 再任2回以上 | 9 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 本市における地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、これまでの審議内容経過を踏まえ検討して行く観点から、地域包括ケア及び地域包括支援センターについて、深くご理解いただいている方を推薦していただく必要があったため。 | | |
| 70歳超 | 2 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 職能団体等を代表して市単位の会議に推薦いただけるのは、役員の中でも一定の経験を経た方になり、また、学識経験者についても、地域包括ケア及び地域包括支援センターについて、専門性の高い知識・経験を有する方に就任いただく必要があったため。 | | |
| 本市職員 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 今後の見直し方針 | 各団体からの推薦委員については、次回委員改選時だけでなく代表者変更等による各団体内部事情を理由とする改選時についても指針の趣旨について、再度説明を十分行い、その趣旨に基づいた委員の推薦を引き続き団体に依頼する他、本市でも委員の提案を行うなど指針を遵守するために取り組んでいきます。 | | |

| 担当局・区 | 福祉局 | 審議会等の名称 | 大阪障がい者施策推進協議会 |
|-------------------|--|---------|---------------|
| 現在員 | 14 人 | | |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 女性数・女性比率 | 6 人 ・ 43% | | |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 4 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 障がい者福祉に精通し、各団体と連携を深めて情報交換等も行っており幅広い視野を持っているため、審議の継続性や専門性の確保の観点から本推進協議会の委員として適任の人物であるため。 | | |
| 在任4年超 | 8 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 障がい者福祉に精通し、各団体と連携を深めて情報交換等も行っており幅広い視野を持っているため、審議の継続性や専門性の確保の観点から本推進協議会の委員として適任の人物であるため。 | | |
| 再任2回以上 | 8 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 障がい者福祉に精通し、各団体と連携を深めて情報交換等も行っており幅広い視野を持っているため、審議の継続性や専門性の確保の観点から本推進協議会の委員として適任の人物であるため。 | | |
| 70歳超 | 2 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 障がい者福祉に精通し、各団体と連携を深めて情報交換等も行っており幅広い視野を持っているため、審議の継続性や専門性の確保の観点から本推進協議会の委員として適任の人物であるため。 | | |
| 本市職員 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 今後の見直し方針 | <p>令和3年8月に改選を行い、兼務数等の基準を満たさないものの、本協議会の専門性・適正性等を考慮のうえ余人に替えがたい人材として選任した。</p> <p>次回の改選は、令和6年8月を予定しているが、一斉改選時のみならず、関係団体の代表者変更等の機会においても、指針の趣旨を再度説明し、基準を満たせるよう努めていく。</p> | | |

| | | | |
|-------|-----|---------|----------------------------|
| 担当局・区 | 福祉局 | 審議会等の名称 | 大阪市医療的ケアが必要な児童等の支援に関する検討会議 |
|-------|-----|---------|----------------------------|

| | |
|-------------------|---|
| 現在員 | 14 人 |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 女性数・女性比率 | 9 人 ・ 64% |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 2 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 兼務数の少ない委員を確保すべく推薦依頼を行ったが、結果的に適任者の推薦を受けることができなかったため。 |
| 在任4年超 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 再任2回以上 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 70歳超 | 2 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 基準を満たす委員を確保すべく推薦依頼を行ったが、結果的に適任者の推薦を受けることができなかったため。 |
| 本市職員 | 1 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 本検討会議においては、教育現場での医療的ケア児の状況や課題把握を行う必要があるため。 |
| 今後の見直し方針 | 次の改選時には、指針の基準を確保すべく、引き続き推薦依頼等を行う予定です。 |

| | | | |
|-------|-----|---------|-----------------------------|
| 担当局・区 | 福祉局 | 審議会等の名称 | 大阪市長居障がい者スポーツセンター建替基本構想検討会議 |
|-------|-----|---------|-----------------------------|

| | |
|-------------------|---|
| 現在員 | 11 人 |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 女性数・女性比率 | 3 人 ・ 27% |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 女性メンバーを確保するべく、団体に候補者の推薦にあたり女性をお願いしていましたが、結果男性であったため、女性メンバーの比率を満たすことができませんでした。 |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 在任4年超 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 再任2回以上 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 70歳超 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 本市職員 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 今後の見直し方針 | 令和5年3月31日廃止予定 |

| 担当局・区 | 健康局 | 審議会等の名称 | 大阪市エイズ対策評価委員会 |
|-------------------|---|---------|---------------|
| 現在員 | 5 人 | | |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 女性数・女性比率 | 2 人 ・ 40% | | |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 1 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 医療関係者の選任にあたり、一般社団法人大阪府医師会に対して適任者の推薦を依頼したところ、当該委員の推薦があり、性感染症についての専門知識が豊富であることから、性感染症対策を分析・評価・検討するうえで適正な人材であると判断したため。 | | |
| 在任4年超 | 2 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 令和3年8月1日の改選時点で在任期間が4年を超えていたが、当該委員2名はそれぞれの分野でエイズ対策に対して造形が深く、他に本委員会の目的に関する専門的な知識や経験を有する者がいなかったため。 | | |
| 再任2回以上 | 2 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 令和3年8月1日の改選時点で再任2回以上であったが、当該委員2名はそれぞれの分野でエイズ対策に対して造形が深く、他に本委員会の目的に関する専門的な知識や経験を有する者がいなかったため。 | | |
| 70歳超 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 本市職員 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 今後の見直し方針 | 次回の委員改選時には適任である学識経験者を探す等により、指針の基準を満たすよう努めます。 | | |

| | | | |
|-------|-----|---------|------------------------------|
| 担当局・区 | 健康局 | 審議会等の名称 | 大阪府市地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所評価委員会 |
|-------|-----|---------|------------------------------|

| | |
|-------------------|---|
| 現在員 | 5 人 |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 女性数・女性比率 | 1 人 ・ 20% |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 大阪府市地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所評価委員会は共同設置規約に則り、大阪府が事務局としての業務を行い、大阪府知事が任命しております。 |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 在任4年超 | 2 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 大阪府市地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所評価委員会は共同設置規約に則り、大阪府が事務局としての業務を行い、大阪府知事が任命しております。 |
| 再任2回以上 | 2 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 大阪府市地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所評価委員会は共同設置規約に則り、大阪府が事務局としての業務を行い、大阪府知事が任命しております。 |
| 70歳超 | 2 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 大阪府市地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所評価委員会は共同設置規約に則り、大阪府が事務局としての業務を行い、大阪府知事が任命しております。 |
| 本市職員 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 今後の見直し方針 | 大阪府市地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所評価委員会は共同設置規約に則り、大阪府が事務局としての業務を行い、大阪府知事が任命しております。 |

| 担当局・区 | 健康局 | 審議会等の名称 | 大阪市石綿健康被害調査委員会 |
|-------------------|---|---------|----------------|
| 現在員 | 6 人 | | |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 女性数・女性比率 | 1 人 ・ 17% | | |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 大阪市石綿健康被害調査委員会は、中皮腫や肺がん等の石綿関連疾患の所見を発見するために、X線画像及びCT画像データを読影できる中皮腫等の治療経験がある呼吸器の専門医師を招聘し、任命しているが、呼吸器の専門医で、石綿関連疾患の治療に携わった経験を有する人材は非常に少なく、女性医師を見出すことが困難であるため。 | | |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 在任4年超 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 再任2回以上 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 70歳超 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 本市職員 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 今後の見直し方針 | 今後も呼吸器内科を有する医療機関や委員等の人脈を活用し、石綿関連疾患に関心を持つ呼吸器内科の医師の情報収集を行い、適任者が見つければ委員就任を要請していきます。 | | |

| | | | |
|-------|-----|---------|-----------------|
| 担当局・区 | 健康局 | 審議会等の名称 | 大阪市感染症発生動向調査委員会 |
|-------|-----|---------|-----------------|

| | |
|-------------------|--|
| 現在員 | 14 人 |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 女性数・女性比率 | 3 人 ・ 21% |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 本委員会の専門分野は多岐にわたるため、熟知するには研究・調査・診断等の経験が必要です。その中でも感染症の発生動向を的確に把握し、得られたデータの解析評価を行っている各専門家の数も限られ、女性の専門家はさらに少ないのが現状です。 |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 1 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 地域医師会の代表を選出するにあたり、一般社団法人大阪府医師会に適任者の推薦を依頼したところ、当該委員の推薦があり、感染症についての専門的知識が豊富であることから、感染症対策を分析・評価・検討するうえで適正な人材であると判断したためです。 |
| 在任4年超 | 3 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 本委員会の専門分野は多岐にわたるため、熟知するには研究・調査・診断等の経験が必要です。その中でも感染症の発生動向を的確に把握し、得られたデータの解析評価を行っている各専門家の数も限られます。 |
| 再任2回以上 | 10 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 本委員会の専門分野は多岐にわたるため、熟知するには研究・調査・診断等の経験が必要です。その中でも感染症の発生動向を的確に把握し、得られたデータの解析評価を行っている各専門家の数も限られます。 |
| 70歳超 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 本市職員 | 2 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 本事業実施要綱の定めるところにより、患者や病原体情報を収集している保健所の代表として本市職員を委員会委員に選出する必要があるためです。 |
| 今後の見直し方針 | 関係機関や団体に推薦依頼する場合は、なるべく女性を推薦してもらうように依頼します。 |

| | | | |
|-------|-----|---------|-------------|
| 担当局・区 | 健康局 | 審議会等の名称 | 大阪市感染症診査協議会 |
|-------|-----|---------|-------------|

| | |
|-------------------|--|
| 現在員 | 11 人 |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 女性数・女性比率 | 2 人 ・ 18% |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 感染症の種類は多く、本協議会では感染症に関する専門知識や臨床経験・医療技術等が必要となるが、専門的な学識経験者の医師は、他の医療分野に比べ非常に少なく、さらにその中で、経験を積んだ女性医師は極めて稀な存在であるため。 |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 1 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 感染症の種類は多く、本協議会では感染症に関する専門知識や臨床経験・医療技術等が必要となるが、専門的な学識経験者の医師は、他の医療分野に比べ非常に少なく、本協議会においては必要不可欠な人材と判断したため。 |
| 在任4年超 | 5 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | <ul style="list-style-type: none"> ・元小学校の教諭をされた委員（女性）については、学校における感染症の集団発生防止といった観点から平常時からの感染予防、二次感染防止等の経験が豊富であること、現在は教育センターで教育指導員に就任されており、児童や青少年について知識があり、人権面での配慮についても経験豊富であることから余人を持って変えがたいため。 ・呼吸期の専門家としてご就任いただいている委員3名については、大阪市内での臨床経験が長く本市の結核事情について精通している。以前は大阪市感染症診査協議会結核部会専門部会委員や本市の結核健診の読影医師としての経験もあり、結核の読影についての専門家でもあるため、本市の結核予防推進業務について適任であると判断したため。 ・感染症全般にわたる専門家としてご就任いただいている委員1名については、他府県の大学病院をはじめ、多くの病院で臨床経験を積んでおり、特に一類感染症の対応について精通している。以上のことから、これだけの経験と実績のある医師はなかなか見つからず、本協議会においては必要不可欠な人材と判断したため。 |
| 再任2回以上 | 8 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療及び法律以外の学識経験を有する2名の委員の内、元小学校教諭の委員（女性）については、学校における感染症の集団発生防止といった観点から平常時からの感染予防、二次感染防止等の経験が豊富であること、現在は教育センターで教育指導員に就任されており、児童や青少年について知識があり、人権面での配慮についても経験豊富であることから余人を持って変えがたいため。また、もう1名の委員については、医師として長年臨床経験を積まれたのち、大阪市保健所長及び大阪市健康局首席医務監を歴任するなど、大阪市の公衆衛生に大いに尽力され、保健行政や公衆衛生にも精通しているため、本協議会においては必要不可欠な人材と判断したため。 ・呼吸期の専門家としてご就任いただいている委員5名については、大阪市内での臨床経験が長く本市の結核事情について精通している。以前は大阪市感染症診査協議会結核部会専門部会委員や本市の結核健診の読影医師としての経験もあり、結核の読影についての専門家でもあるため、本市の結核予防推進業務について適任であると判断したため。 ・感染症全般にわたる専門家としてご就任いただいている委員1名については、他府県の大学病院をはじめ、多くの病院で臨床経験を積んでおり、特に一類感染症の対応について精通している。以上のことから、これだけの経験と実績のある医師はなかなか見つからず、本協議会においては必要不可欠な人材と判断したため。 |

| | |
|---------------|--|
| 70歳超 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 本市職員 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 今後の見直し方針 | 今後、委員の辞任等で委員の選任の必要が生じた際には、指針の趣旨を十分に踏まえ、新たな人材を確保できるよう努める。 |

| | | | |
|-------|-----|---------|----------------|
| 担当局・区 | 健康局 | 審議会等の名称 | 大阪市公害診療報酬審査委員会 |
|-------|-----|---------|----------------|

| | |
|-------------------|--|
| 現在員 | 7 人 |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 女性数・女性比率 | 1 人 ・ 14% |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 数少ない経験豊富な女性委員を確保することは非常に困難な状況にあるため。 |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 3 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 公害診療に関する専門的かつ高度な知識と経験を要する本委員会の円滑な運営に欠かすことのできない人材であるため。 |
| 在任4年超 | 4 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 公害診療に関する専門的かつ高度な知識と経験を要する本委員会の円滑な運営に欠かすことのできない人材であるため。 |
| 再任2回以上 | 4 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 公害診療に関する専門的かつ高度な知識と経験を要する本委員会の円滑な運営に欠かすことのできない人材であるため。 |
| 70歳超 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 本市職員 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 今後の見直し方針 | 本委員会は、医師としての幅広い知識に加え、地域医療の従事者及び地域医療の代表としての経験が貴重であることから、大阪府医師会へ委員の推薦を依頼しています。推薦依頼にあたっては、本市の方針を踏まえたうえで、本委員会における公害診療に関する専門的かつ高度な知識と経験の必要性について説明し、理解と協力を求めています。人選については、大阪府医師会に委ねることとなりますが、その結果は大阪府医師会の意向として尊重する必要があると考えています。また大阪府医師会としても限られた人材の中から数多くの公害認定患者の診療等、長年にわたる経験を踏まえた推薦委員の選定を行っていただいているところです。今後、委員の推薦をいただいている大阪府医師会に本市の方針についての理解を得るとともに、次回改選の際には指針に沿った委員の選任について一層努めることとします。 |

| | | | |
|-------|-----|---------|----------------|
| 担当局・区 | 健康局 | 審議会等の名称 | 大阪市公害健康被害認定審査会 |
|-------|-----|---------|----------------|

| | |
|-------------------|--|
| 現在員 | 15 人 |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 女性数・女性比率 | 5 人 ・ 33% |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 数少ない経験豊富な女性委員を確保することは非常に困難な状況にあるため。 |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 3 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 公害医療および制度についての高度な知識と経験を有し、判断困難事例にも的確な判断をすることができる委員の候補は、容易には見当たらず、その人選は厳しい状況にあるため。 |
| 在任4年超 | 9 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 公害医療および制度についての高度な知識と経験を有し、判断困難事例にも的確な判断をすることができる委員の候補は、容易には見当たらず、その人選は厳しい状況にあるため。 |
| 再任2回以上 | 9 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 公害医療および制度についての高度な知識と経験を有し、判断困難事例にも的確な判断をすることができる委員の候補は、容易には見当たらず、その人選は厳しい状況にあるため。 |
| 70歳超 | 2 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 公害医療および制度についての高度な知識と経験を有し、判断困難事例にも的確な判断をすることができる委員の候補は、容易には見当たらず、その人選は厳しい状況にあるため。 |
| 本市職員 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 今後の見直し方針 | 当認定審査会委員は、公害医療及び制度についての高度な知識と経験を有し、判断困難事例にも適正な判断が必要とされます。高度な知識と経験を有する委員の候補は容易には見当たらず、その人選等は厳しい状況にあるものの、今後、後任者の育成及び紹介について、現在選任委員からの後任推薦協力も得ながら努力していきます。また、大阪府医師会推薦の選任委員については、本市の「審議会等の設置および運営に関する指針」の各項目について理解及び協力いただけるよう引き続き、推薦依頼文に明記し、依頼を行っていきます。 |

| 担当局・区 | 健康局 | 審議会等の名称 | 大阪市予防接種健康被害調査委員会 |
|-------------------|---|---------|------------------|
| 現在員 | 5 人 | | |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 女性数・女性比率 | 2 人 ・ 40% | | |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 3 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 地域医師会の代表を選出するにあたり、一般社団法人大阪府医師会に適任者の推薦を依頼したところ当該委員の推薦があり、予防接種の臨床経験が豊富で疾病の症状や経過などについても熟知されていることから、適正な人材であると判断したため。 | | |
| 在任4年超 | 2 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 地域医師会の代表を選出するにあたり、一般社団法人大阪府医師会に適任者の推薦を依頼したところ当該委員の推薦があり、予防接種の臨床経験が豊富で疾病の症状や経過などについても熟知されていることから、適正な人材であると判断したため。 | | |
| 再任2回以上 | 3 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 本委員会の専門分野は多岐にわたり、単に小児科、感染症などの専門医であるのみならず、予防接種の臨床経験が豊富で疾病の症状や経過などについても熟知しており、実際に予防接種による副反応の症例に対処した経験などが求められ、各専門家の数も限られるため。 | | |
| 70歳超 | 0 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしている | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | | | |
| 本市職員 | 1 人 | | |
| 指針の基準 | 満たしていない | | |
| 指針の基準を満たさない理由 | 大阪市予防接種健康被害調査委員会規則及び設置運営要綱において、組織を定めているため。 | | |
| 今後の見直し方針 | 次の改選時には、指針の趣旨を踏まえ、新たな人材を確保できるよう推薦依頼等を行う予定です。 | | |

| | | | |
|-------|-----|---------|------------|
| 担当局・区 | 健康局 | 審議会等の名称 | 大阪市指定難病審査会 |
|-------|-----|---------|------------|

| | |
|-------------------|---|
| 現在員 | 7 人 |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 女性数・女性比率 | 0 人 ・ 0% |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 難病に関する特に高度な専門知識を有し、最新医療にも精通している医師であることを条件に、本市近隣で人選を行いました。結果として女性を選任することができませんでした。 |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 1 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 難病に関する特に高度な専門知識を有し、最新医療にも精通する呼吸器疾患を専門とする医師であり、本市公害健康被害認定審査会委員を努め、医療費助成にかかる認定審査に豊富な経験を有しているため、兼務となっております。 |
| 在任4年超 | 4 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 経験が豊富であることに加え、国が定める難病医療対策にも精通しているため選定しており、本市近隣で同様の知識や経験を有する新たな人材を選定することが困難であることから再任を行いました。 |
| 再任2回以上 | 4 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 各医師とも、各分野における疾患及びその治療に関する高度な専門知識や経験が豊富であることに加え、国が定める難病医療対策にも精通しているため選定しており、本市近隣で同様の知識や経験を有する新たな人材を選定することが困難であることから再任を行いました。 |
| 70歳超 | 1 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 呼吸器系疾患に関して特に高度な専門知識を有し、最新医療に精通している。さらに本市公害健康被害認定審査会副会長を務め、医療費助成にかかる認定審査に豊富な経験を有しているため選定しました。 |
| 本市職員 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 今後の見直し方針 | 次期改選時は、一層指針に沿った委員の選考に努めますが、条件を満たす女性医師が非常に少なく、女性の登用率40%の達成は難しいものと見込んでいます。 |

| | | | |
|-------|-----|---------|------------------|
| 担当局・区 | 健康局 | 審議会等の名称 | 大阪市在宅医療・介護連携推進会議 |
|-------|-----|---------|------------------|

| | |
|-------------------|--|
| 現在員 | 10 人 |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 女性数・女性比率 | 3 人 ・ 30% |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 本会議では、医療・介護の連携に関する審議を行い、事業の推進を図っております。そのためには、事業における十分な知識と経験を有する医師や専門職の協力が欠かせず、事業検討・評価をするうえで適正な人材であるため。 |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 2 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 本会議では、医療・介護の連携に関する審議を行い、事業の推進を図っております。そのためには、事業における十分な知識と経験を有する医師や専門職の協力が欠かせず、事業検討・評価をするうえで適正な人材であるため。 |
| 在任4年超 | 4 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 本会議では、医療・介護の連携に関する審議を行い、事業の推進を図っております。そのためには、事業における十分な知識と経験を有する医師や専門職の協力が欠かせず、事業検討・評価をするうえで適正な人材であるため。 |
| 再任2回以上 | 4 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 本会議では、医療・介護の連携に関する審議を行い、事業の推進を図っております。そのためには、事業における十分な知識と経験を有する医師や専門職の協力が欠かせず、事業検討・評価をするうえで適正な人材であるため。 |
| 70歳超 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 本市職員 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 今後の見直し方針 | 次の改選時には、指針の基準を満たせるよう、引き続き推薦依頼等を行う予定です。 |

| | | | |
|-------|-----|---------|--------------------------|
| 担当局・区 | 健康局 | 審議会等の名称 | 大阪市地方独立行政法人大阪市民病院機構評価委員会 |
|-------|-----|---------|--------------------------|

| | |
|-------------------|--|
| 現在員 | 6 人 |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 女性数・女性比率 | 2 人 ・ 33% |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 府市病院機構の経営統合を視野に大阪府地方独立行政法人大阪府立病院機構評価委員会の委員を当委員会の委員とすることを優先するため、性別を条件とすることができません。 |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 在任4年超 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 再任2回以上 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 70歳超 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 本市職員 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 今後の見直し方針 | 第2期中期目標を実施していく過程で大阪府等と協議し、次選任時に大阪府等と足並みを揃え、改善を図れるよう努めます。 |

| | | | |
|-------|-----|---------|--------------|
| 担当局・区 | 健康局 | 審議会等の名称 | 大阪市結核対策評価委員会 |
|-------|-----|---------|--------------|

| | |
|-------------------|---|
| 現在員 | 10 人 |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 女性数・女性比率 | 5 人 ・ 50% |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 2 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 本市においては「第3次大阪市結核対策基本指針」を策定し、結核対策に向けた取り組みを実施している。そのためには、結核診療に十分な知識と技術を有する医師や公衆衛生学に精通している教授の協力が欠かせず、結核対策を分析・評価・検討するうえで適正な人材であるため。 |
| 在任4年超 | 5 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 本市においては「第3次大阪市結核対策基本指針」を策定し、結核対策に向けた取り組みを実施している。そのためには、結核診療に十分な知識と技術を有する医師や公衆衛生学に精通している教授の協力が欠かせず、結核対策を分析・評価・検討するうえで適正な人材であるため。 |
| 再任2回以上 | 8 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 本市においては「第3次大阪市結核対策基本指針」を策定し、結核対策に向けた取り組みを実施している。そのためには、結核診療に十分な知識と技術を有する医師や公衆衛生学に精通している教授の協力が欠かせず、結核対策を分析・評価・検討するうえで適正な人材であるため。 |
| 70歳超 | 2 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 本市においては「第3次大阪市結核対策基本指針」を策定し、結核対策に向けた取り組みを実施している。そのためには、結核診療に十分な知識と技術を有する医師や公衆衛生学に精通している教授の協力が欠かせず、結核対策を分析・評価・検討するうえで適正な人材であるため。 |
| 本市職員 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 今後の見直し方針 | ・ 関係団体への推薦にあたり、できる限り兼務を避けるよう依頼する。 |

| | | | |
|-------|-----|---------|--------------|
| 担当局・区 | 健康局 | 審議会等の名称 | 大阪市精神保健福祉審議会 |
|-------|-----|---------|--------------|

| | |
|-------------------|---|
| 現在員 | 21 人 |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 当該審議会については、本審議会のほかに専門の事項を調査審議するための専門部会を設けているため委員数が多数に及んでおりますが、それぞれの人数は基準の範囲内です。 |
| 女性数・女性比率 | 7 人 ・ 33% |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 女性の委員を確保すべく推薦者へ依頼を行うも、結果的に適任者の推薦を受けることができなかつたため。 |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 在任4年超 | 14 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 当該審議会については、本審議会のほかに専門の事項を調査審議するための専門部会を設けているため、委員に適任な有識者が少ないため。 |
| 再任2回以上 | 14 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 当該審議会については、本審議会のほかに専門の事項を調査審議するための専門部会を設けているため、委員に適任な有識者が少ないため。 |
| 70歳超 | 6 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 当該審議会については、本審議会のほかに専門の事項を調査審議するための専門部会を設けているため、委員に適任な有識者が少ないため。 |
| 本市職員 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 今後の見直し方針 | 委員の改選に当たっては、専門的知識の導入、公正の確保、利害の調整といった当該審議会等の設置等の目的が達成されるよう、人権尊重の視点に立って、各界各層及び幅広い年齢層の中から女性登用も含め、ふさわしい人材をバランスよく選任することとします。 |

| | | | |
|-------|-----|---------|------------|
| 担当局・区 | 健康局 | 審議会等の名称 | 大阪市精神医療審査会 |
|-------|-----|---------|------------|

| | |
|-------------------|---|
| 現在員 | 15 人 |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 女性数・女性比率 | 7 人 ・ 47% |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | 女性の委員を確保すべく推薦者へ依頼を行うも、結果的に適任者の推薦を受けることができなかったため。 |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 在任4年超 | 10 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 当該審査会については、精神医療専門の事項を審査等を行うため、委員に適任な有識者が少ないため。 |
| 再任2回以上 | 10 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 当該審査会については、精神医療専門の事項を審査等を行うため、委員に適任な有識者が少ないため。 |
| 70歳超 | 2 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 当該審査会については、精神医療専門の事項を審査等を行うため、委員に適任な有識者が少ないため。 |
| 本市職員 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 今後の見直し方針 | 委員の改選に当たっては、専門的知識の導入、公正の確保、利害の調整といった当該審議会等の設置等の目的が達成されるよう、人権尊重の視点に立って、各界各層及び幅広い年齢層の中から女性登用も含め、ふさわしい人材をバランスよく選任することとします。 |

| | | | |
|-------|-----|---------|--------------------------------|
| 担当局・区 | 健康局 | 審議会等の名称 | 大阪市自立支援医療費（精神通院）支給認定・手帳交付審査委員会 |
|-------|-----|---------|--------------------------------|

| | |
|-------------------|---|
| 現在員 | 7 人 |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 女性数・女性比率 | 1 人 ・ 14% |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 女性の委員を確保すべく推薦者へ依頼を行うも、結果的に適任者の推薦を受けることができなかったため。 |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 在任4年超 | 3 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 当該審査会については、精神医療専門の事項を審査等を行うため、委員に適任な有識者が少ないため。 |
| 再任2回以上 | 7 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 当該審査会については、精神医療専門の事項を審査等を行うため、委員に適任な有識者が少ないため。 |
| 70歳超 | 1 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 当該審査会については、精神医療専門の事項を審査等を行うため、委員に適任な有識者が少ないため。 |
| 本市職員 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 今後の見直し方針 | 委員の改選に当たっては、専門的知識の導入、公正の確保、利害の調整といった当該審議会等の設置等の目的が達成されるよう、人権尊重の視点に立って、各界各層及び幅広い年齢層の中から女性登用も含め、ふさわしい人材をバランスよく選任することとします。 |

| | | | |
|-------|-----|---------|-----------------|
| 担当局・区 | 健康局 | 審議会等の名称 | 大阪市前立腺がん検診有識者会議 |
|-------|-----|---------|-----------------|

| | |
|-------------------|--|
| 現在員 | 5 人 |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 女性数・女性比率 | 0 人 ・ 0% |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | <p>本会議では、本市における前立腺がん検診の導入にむけて、効率的・効果的な実施体制を構築するため、泌尿器科領域の専門的な知見に基づく意見を聴取するものである。今後の施策決定に大きく影響する内容に対してご意見を聴取することとなるため、メンバーについては、前立腺がんについて専門家として多くの実績・知見を有していることが必要不可欠である。その観点でメンバーを選任したところ、大阪近隣では該当する女性医師がおらず、結果的に、女性メンバーの登用なしとなった。</p> |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 在任4年超 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 再任2回以上 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 70歳超 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 本市職員 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 今後の見直し方針 | <p>本会議の開催期限（令和5年3月31日（予定））において、今後、メンバーの辞任等でメンバーの選任の必要が生じた際には、指針の趣旨を十分に踏まえ、一層指針に沿ったメンバーの推薦協力や選考を行うこととする。</p> |

| | | | |
|-------|-----|---------|--------------|
| 担当局・区 | 健康局 | 審議会等の名称 | 大阪市胃がん検診専門会議 |
|-------|-----|---------|--------------|

| | |
|-------------------|--|
| 現在員 | 5 人 |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 女性数・女性比率 | 0 人 ・ 0% |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 本会議では、今後の施策決定に大きく影響する内容に対してご意見を聴取することとなるため、メンバーについては、自治体の置かれている状況や、自治体検診としての目的について深くご理解いただいております。かつ、専門家として多くの経験・知識を有していることが必要不可欠である。その観点でメンバーを選任したところ、大阪近隣では該当する女性医師がおらず、結果的に、女性メンバーの登用なしとなった。 |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 在任4年超 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 再任2回以上 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 70歳超 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 本市職員 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 今後の見直し方針 | 本会議の開催期限（令和6年3月31日（予定））において、今後、メンバーの辞任等でメンバーの選任の必要が生じた際には、指針の趣旨を十分に踏まえ、一層指針に沿ったメンバーの推薦協力や選考を行うこととする。 |

| | | | |
|-------|-----|---------|---------------|
| 担当局・区 | 健康局 | 審議会等の名称 | 大阪市胃内視鏡検診運営会議 |
|-------|-----|---------|---------------|

| | |
|-------------------|--|
| 現在員 | 8 人 |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 女性数・女性比率 | 2 人 ・ 25% |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | <p>本運営会議では、主に、平成29年10月に開始した大阪市胃内視鏡検診の精度管理に係る審議を実施しており、有益な審議とするためには、前提条件として、メンバーの方々が、当検診について深くご理解いただいているということが必要不可欠であり、前運営会議に携わっていただいたメンバーの方々の、出来る限り再選することが、最も適切と判断した。その結果、女性の登用率は25%にとどまった。</p> |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 1 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | <p>一般社団法人大阪府医師会は、地域に密着した各区医師会を会員として構成されており、医師のための学術団体であるとともに郡市区等医師会や関係行政と連携し、各種健診事業など地域医療活動を行う大阪府下唯一の団体であることから、同会の意見なくして検討を進めることは適切でない。</p> <p>以上を踏まえ、一般社団法人大阪府医師会に対して、本会議の専門家として適任者の推薦を依頼したところ、同会から推薦いただいた委員が結果的に他の審議会で兼務をされているかたちとなった。</p> |
| 在任4年超 | 4 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | <p>本運営会議では、主に、平成29年10月に開始した大阪市胃内視鏡検診の精度管理に係る審議を実施しており、有益な審議とするためには、前提条件として、メンバーの方々が、当検診について深くご理解いただいているということが必要不可欠であり、前運営会議に携わっていただいたメンバーの方々の、出来る限り再選することが、最も適切と判断した。その結果、在任4年を超えるメンバーが4名となった。</p> |
| 再任2回以上 | 4 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | <p>本運営会議では、主に、平成29年10月に開始した大阪市胃内視鏡検診の精度管理に係る審議を実施しており、有益な審議とするためには、前提条件として、メンバーの方々が、当検診について深くご理解いただいているということが必要不可欠であり、前運営会議に携わっていただいたメンバーの方々の、出来る限り再選することが、最も適切と判断した。</p> |
| 70歳超 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 本市職員 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 今後の見直し方針 | <p>本運営会議の開催期限（令和5年3月31日（予定））において、今後、メンバーの辞任等でメンバーの選任の必要が生じた際には、指針の趣旨を十分に踏まえ、一層指針に沿ったメンバーの推薦協力や選考を行うこととする。</p> |

| | | | |
|-------|-----|---------|---------------------|
| 担当局・区 | 健康局 | 審議会等の名称 | すこやか大阪21（第2次後期）推進会議 |
|-------|-----|---------|---------------------|

| | |
|-------------------|---|
| 現在員 | 18 人 |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 女性数・女性比率 | 8 人 ・ 44% |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 在任4年超 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 再任2回以上 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 70歳超 | 4 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 本市においては、「大阪市健康増進計画（すこやか大阪21）」を策定し、健康増進の推進を図っている。計画的に健康増進の取組を進めていくためには、地域における健康増進活動の中心的役割である団体の協力が欠かせず、適正な人材であるため。 |
| 本市職員 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 今後の見直し方針 | 今後、辞任等により、委員の選任の必要が生じた際には、指針の趣旨を十分に踏まえ、一層指針に沿った委員の推薦協力や選考を行うこととする。 |

| | | | |
|-------|-----|---------|------------------|
| 担当局・区 | 健康局 | 審議会等の名称 | 第3次大阪市食育推進連絡調整会議 |
|-------|-----|---------|------------------|

| | |
|-------------------|--|
| 現在員 | 17 人 |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 女性数・女性比率 | 8 人 ・ 47% |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 在任4年超 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 再任2回以上 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 70歳超 | 2 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 本市においては、「第3次大阪市食育推進計画」を策定し、食育の推進を図っている。計画的に食育の取組を進めていくためには、地域における食育推進活動の中心的役割である団体の協力が欠かせず、適正な人材であるため。 |
| 本市職員 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 今後の見直し方針 | 今後、辞任等により、委員の選任の必要が生じた際には、指針の趣旨を十分に踏まえ、一層指針に沿った委員の推薦協力や選考を行うこととする。 |

| | | | |
|-------|-----|---------|------------------------------|
| 担当局・区 | 健康局 | 審議会等の名称 | 大阪市障がい者施策推進協議会精神障がい者地域生活支援部会 |
|-------|-----|---------|------------------------------|

| | |
|-------------------|---|
| 現在員 | 11 人 |
| 指針の基準（20人以内） | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 女性数・女性比率 | 3 人 ・ 27% |
| 指針の基準（40%以上） | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 女性の委員を確保すべく推薦者へ依頼を行うも、結果的に適任者の推薦を受けられなかったため。 |
| 兼務3以上（他の審議会等の兼務数） | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 在任4年超 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 再任2回以上 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 70歳超 | 1 人 |
| 指針の基準 | 満たしていない |
| 指針の基準を満たさない理由 | 当該審議会については、精神保健福祉専門の事項を調査審議をするため、委員に適任な有識者が少ないため。 |
| 本市職員 | 0 人 |
| 指針の基準 | 満たしている |
| 指針の基準を満たさない理由 | |
| 今後の見直し方針 | 委員の改選に当たっては、専門的知識の導入、公正の確保、利害の調整といった当該審議会等の設置等の目的が達成されるよう、人権尊重の視点に立って、各界各層及び幅広い年齢層の中から女性登用も含め、ふさわしい人材をバランスよく選任することとします。 |